

# 堺市重度障害者福祉タクシー利用料金 助成制度のご案内

堺市では、重度障害者（児）の方の社会参加を促進するためにタクシー料金を助成しています。詳しくは次の内容をご覧ください。



## 一般タクシー

1乗車あたり **500** 円助成



## 福祉タクシー※

1乗車あたり **1,000** 円助成

※福祉タクシーとは：福祉自動車（リフト付きの車両等）による運送や、障害者等の運送に限定した許可を受けた事業者が行うタクシー運送です。（当制度においては、UDタクシーは含まれません）

## 📄 交付枚数

1年間（4月1日～3月31日）で最大 **26** 枚

- !! 申請時期によって枚数が変わります。
- !! 期間中に使い切られた場合や、紛失された場合の追加発行・再発行はできません。
- !! 申請方法については、お住まいの区役所の地域福祉課にお問い合わせください。



## 継続申請について

令和9年度に続けてご利用になる方の**継続申請は不要**です。

継続申請が必要となる際にはチケットにご案内を同封します。

## ご利用時の注意事項

- ✓ 利用時は必ず身体障害者手帳又は療育手帳を携行し、乗務員に提示してください。
- ✓ 本利用券は金券ではありません。**障害者割引適用後の料金**に一定額を助成するものです。  
※支払額が助成額に満たない場合は使用できません。（詳しくは裏面をご確認ください）
- ✓ 堺市と協定を締結している事業者のみご利用できます。同封の一覧をご確認ください。
- ✓ **1回の乗車につき1枚**しか使用できません。
- ✓ 利用券の表紙に記載のあるご本人様のみ利用可能です。
- ✓ あらかじめ利用券に氏名を記入し、乗車の際は1枚を切り離して乗務員にお渡しください。
- ✓ 転出・障害程度の変更等で使用しなくなった場合はお住まいの区役所へ届出てください。

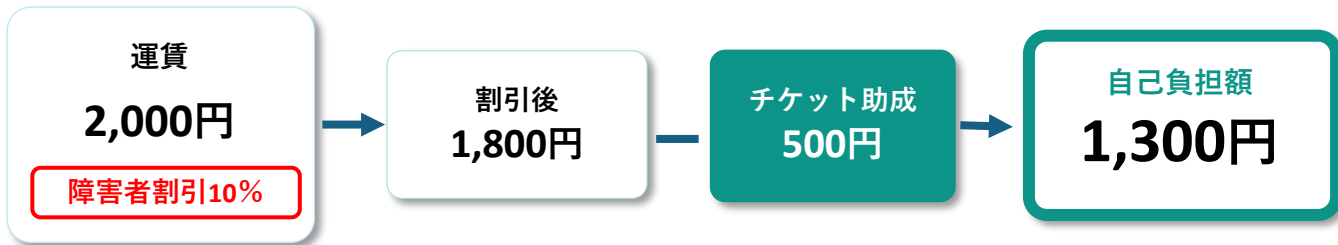


**不正利用があった場合は利用券および助成額を返還していただきます。**  
今後の事業の存続のためにも、適切な利用をお願いいたします。

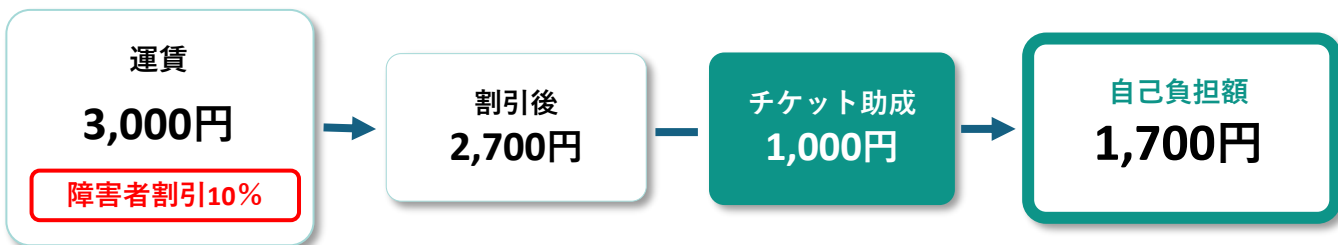
# 具体的な使用例・運賃の計算方法

※タクシーの運行、具体的な料金については各事業者にお問い合わせください。

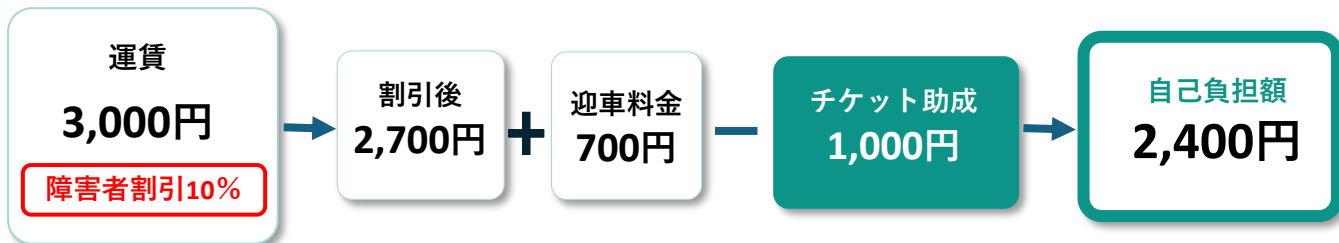
## 例1 一般タクシーを利用（運賃 2,000円）



## 例2 福祉タクシーを利用（運賃 3,000円）※迎車料金がスリップ制の場合



## 例3 福祉タクシーを利用（運賃 3,000円）※迎車料金が固定料金制の場合



### 使用できないケース



### お問い合わせ

堺市健康福祉局 障害支援課 在宅福祉サービス係

電話：072-228-7411

FAX：072-228-8918

Email [shoen@city.sakai.lg.jp](mailto:shoen@city.sakai.lg.jp)

堺市ホームページ



最新情報はこちら

堺市 福祉タクシー